

平成 30 年度

行政監査結果報告書

「プロポーザル方式による契約について」

平成 31 年 3 月

いわき市監査委員

30 監 第 75 号

平成31年3月29日

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様
いわき市教育委員会教育長 吉 田 尚 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 阿 部 秀 文
同 小 野 茂

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査実施期間	1
6	監査の方法	1
	(1) 主な監査の着眼点	1
	(2) 主な監査手続	2
	平成30年度行政監査対象契約一覧	3
第2	監査の結果	8
1	プロポーザル方式について	8
2	調査票調査	10
3	個別調査	23
	(1) 平成29年度いわき市シティセールス支援業務委託	24
	(2) いわき市家屋評価システム開発業務委託	27
	(3) (平成28年度)福島県緊急雇用創出事業(原子力災害対応雇用支援事業) 「復興・防災プログラム提供事業(復興支援・観光案内所)業務」委託	30
	(4) (平成29年度)ふるさとだより情報発信推進業務委託	33
	(5) いわき市食品営業許可台帳管理システム再構築事業委託	36
	(6) いわき市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務委託	39
	(7) 魅力発見!いわきのおいしさ体験ツアー事業業務委託	42
	(8) 平成29年度いわき平競輪活性化事業業務委託	45
	(9) いわき市学習サポート連携事業業務委託	48
4	むすび	51

[凡例]

※ 比率 (%) で表示したものは、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、構成比については、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「プロポーザル方式による契約について」

3 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、価格競争による一般競争入札を行うことが基本とされている。

一方、高度に専門的な技術や経験、創造性等を有する業務について、価格競争のみならず、複数の事業者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査し、最も優れたものを契約候補者とするプロポーザル方式による業者選定が、近年見られるようになった。

当該方式は、随意契約の一手法として行われており、本市では契約課作成の「随意契約に関する事務執行のための指針」において、比較した内容やその企画案等を採用するに至った経過及び方法を具体的に明らかにすることを求めている。

このため、公正性、効率性及び有効性等の観点から、本市のプロポーザル方式による契約の運用状況を検証するものとする。

4 監査の対象

平成28年度及び平成29年度に締結した契約のうち、プロポーザル方式により相手方を選定した75契約を対象とした。

なお、指定管理者業務に係るものは、職員課による基本方針等が策定されていることから監査対象から除いた。

5 監査実施期間

平成30年9月25日から平成31年3月20日まで

6 監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

- ① プロポーザル方式による契約事務は、適正に執行されているか。
 - ア プロポーザル方式を採用した根拠、理由は適切か。
 - イ 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
 - ウ 予定金額の積算は客観的な根拠資料に基づいているか。
- ② 事業者の選定について、透明性、公正性、競争性が確保されているか。
 - ア 企画提案内容、業務遂行能力、価格等に対する評価基準は適切か。
 - イ 選定委員の構成は適切か。
 - ウ 選定に当たり、応募事業者名を特定できないよう効果的措置を講じているか。
- ③ 契約の履行について、提案内容を的確に活用し、業務の成果が検証されているか。

- ア 契約において、事業者の提案を生かしているか。
- イ 履行確認は適切に行われているか。
- ウ 業務の成果の検証、評価を行っているか。

(2) 主な監査手続

① 予備調査

監査対象契約を把握するため、全部局に対して、平成28年度及び平成29年度に締結した契約のうち、プロポーザル方式により相手方を選定したものについて照会した。

② 調査票による現状把握

上記着眼点に基づき、共通の質問について調査票を作成し、予備調査で回答があった75契約の所管部課等に対して回答を求めた。

③ 抽出契約に関する質問、関係書類の閲覧

調査票の回答をもとに、抽出条件により抽出された9契約の所管部課等に対し、提出を求めた関係書類により詳細調査を行うとともに、必要に応じ関係職員への聴取を実施した。

平成30年度行政監査対象契約一覧

No.	契約名称	契約額（円）	契約年度		所管部課等名	
			H28	H29	部局名	課等名
1	平成29年度いわき市シティセールス支援業務委託	2,916,000		○	総合政策部	創生推進課
2	(仮称)いわき市原子力防災の手引き作成業務委託	20,520,000		○		原子力対策課
3	本庁舎耐震改修等実施設計委託	134,980,560	○		総務部	総務課
4	本庁舎耐震改修工事	5,767,200,000		○		情報政策課
5	いわき市ICTコーディネータ業務委託	7,938,000	○			
6	いわき市家屋評価システム開発業務委託	6,264,000	○		財政部	資産税課
7	「第6回フラガールズ甲子園」広報等業務委託	2,284,740	○		文化スポーツ室・観光交流室	文化振興課
8	いわき芸術文化交流館総合案内等業務委託	56,296,175		○		いわき芸術文化交流館経営総務課
9	いわき芸術文化交流館総合案内等(窓口延長等分)業務委託	単価契約		○		
10	いわき芸術文化交流館舞台運営サポート(通年体制分)業務委託	60,152,400		○		
11	いわき芸術文化交流館舞台運営サポート(増員体制分)業務委託	単価契約		○		
12	スポーツコミッション環境調査事業	7,333,200	○			スポーツ振興課
13	(平成28年度)福島県緊急雇用創出事業(原子力災害対応雇用支援事業)「復興・防災プログラム提供事業(復興支援・観光案内所)業務」委託	18,142,661	○		観光交流課	
14	(平成28年度)復興・防災プログラム提供事業(スタディツアー)業務委託	6,467,472	○			
15	(平成29年度)福島県緊急雇用創出事業(原子力災害対応雇用支援事業)「復興・防災プログラム提供事業(復興支援・観光案内所)業務」委託	18,253,461	○			
16	(平成29年度)復興・防災プログラム提供事業(スタディツアー)業務委託	6,467,472		○		

No.	契約名称	契約額（円）	契約年度		所管部課等名	
			H28	H29	部局名	課等名
17	タイからの観光客誘客促進事業業務委託	2,958,792		○	観光文化交流室 文化スポーツ室	観光交流課
18	「おどれ！いわきのtraditional culture」開催事業業務委託	925,430	○			
19	平成28年度いわき市まちづくり・未来づくり講演会業務委託	816,000	○		市民協働部	地域振興課
20	平成28年度いわき市独身者向けセミナー実施業務委託	750,640	○			
21	平成29年度結婚支援実施計画策定等事業業務委託	409,200		○		
22	平成29年度企業・団体等の出会いサポート促進事業業務委託	2,598,400		○		
23	平成29年度若者たちの交流イベント実施業務委託	1,199,600		○		
24	平成29年度いわき市まちづくり・未来づくり講演会業務委託	783,300		○		
25	（平成28年度）ふるさとだより情報発信推進業務委託	30,682,800	○			
26	（平成29年度）ふるさとだより情報発信推進業務委託	30,650,400		○		
27	平成29年度中山間地域活性化モデル事業川前地区情報発信業務委託	962,000		○		
28	南白土墓園合葬墓新築工事設計委託	5,508,000	○			
29	平成28年度環境まちづくり担い手育成支援事業（幼稚園・学校における環境教育支援事業業務委託）	487,080	○		生活環境部	環境企画課
30	平成28年度環境まちづくり担い手育成支援事業（市内河川の水生生物の生息状況等の調査(3)藤原川流域編業務委託）	500,040	○			
31	平成29年度環境まちづくり担い手育成支援事業（幼稚園・学校における環境教育支援事業業務委託）	498,960		○		
32	平成29年度環境まちづくり担い手育成支援事業（小中高校における水環境学習支援事業業務委託）	494,640		○		

No.	契約名称	契約額（円）	契約年度		所管部課等名	
			H28	H29	部局名	課等名
33	いわき市公共下水道事業経営戦略策定支援業務委託	6,696,000		○	生活環境部	生活排水対策室 経営企画課
34	南部処理区浄化センター等運転管理業務委託	481,451,040	○			生活排水対策室 南部下水道管理事務所
35	中部処理区浄化センター等運転管理業務委託	1,375,704,000		○		
36	いわき市災害援護資金貸付金管理システム保守管理業務委託	1,944,000	○		保健福祉部	保健福祉課
37	いわき市災害援護資金貸付金管理システム貸借	12,830,400	○			
38	いわき市子どもの学習支援事業業務委託	990,472 +単価契約		○		
39	第4次いわき市障がい者計画改定等支援業務委託	7,560,000		○		障がい福祉課
40	いわき市食品営業許可台帳管理システム再構築事業委託	9,180,000	○			保健所 生活衛生課
41	いわき市犬原簿管理・集合注射受付システム再構築業務委託	4,139,640	○			
42	平成28年度いわき市子育て支援員研修	6,024,456	○		こどもみらい部	こどもみらい課
43	平成29年度いわき市子育て支援員研修	5,203,667		○		
44	渚保育所園舎改築工事設計委託	15,930,000	○			こども家庭課
45	いわき市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務委託	2,435,400	○			
46	平成28年度いわき産農林水産物風評被害対策業務	33,696,000	○		農林水産部	農業振興課
47	魅力発見！いわきのおいしさ体験ツアー事業業務委託	2,989,483	○			
48	平成29年度いわき産農林水産物風評被害対策業務	30,930,000		○		
49	（平成28年度）いわき若者会議業務委託	4,500,000	○		産業振興部	商業労政課
50	平成28年度いわき市高校生就職支援事業業務委託	3,038,148	○			
51	I W A K I ターン促進業務	4,995,000	○			
52	（平成29年度）いわき若者会議業務委託	4,306,000		○		
53	平成29年度いわき市高校生就職支援事業業務委託	3,072,816		○		

No.	契約名称	契約額（円）	契約年度		所管部課等名	
			H28	H29	部局名	課等名
54	いわき平競輪開設66周年記念いわき金杯争奪戦（GⅢ）ポスター等デザイン制作業務	248,400	○		産業振興部	公営競技事務所 事業課
55	いわき平競輪開設66周年記念競輪活性化事業業務	17,955,000	○			
56	第60回オールスター競輪（GⅠ）ポスター等デザイン制作業務	248,400	○			
57	平成29年度いわき平競輪活性化事業業務委託	14,580,000	○			
58	第60回オールスター競輪（GⅠ）活性化事業業務	39,960,000		○		
59	第61回オールスター競輪（GⅠ）ポスター等デザイン制作業務	248,400		○		
60	平成30年度いわき平競輪活性化事業業務委託	15,545,520		○	都市建設部	都市計画課
61	いわき市第二次都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務委託	7,236,000		○		
62	川前駅前公衆トイレ建設工事	9,385,200	○			都市計画課 総合交通対策担当
63	川前駅前公衆トイレ建設工事設計委託	1,080,000	○			
64	赤井駅前及び末続駅前公衆トイレ建設工事設計委託	1,879,200		○		
65	赤井駅前及び末続駅前公衆トイレ建設工事	21,092,400		○		
66	（仮称）平並木通り地区市街地再開発事業調査業務委託	31,860,000	○		都市復興推進課	
67	いわき市学習サポート連携事業業務委託	11,899,008	○		事務局 教育委員会	学校教育推進室 学校教育課
68	いわき総合図書館等運営一部業務委託	318,109,680		○		いわき総合図書館
69	いわき市議会発足50周年記念誌作成業務	12,960,000	○		事務局 議会	総務議事課
70	いわき市立総合磐城共立病院職員募集パンフレット及びPR動画制作業務	2,403,000	○		事務局 総合磐城共立病院	総務課
71	いわき市新病院物品等移転業務	116,042,760		○		病院建設課 計画推進室
72	新病院利便施設設置・運営等事業（売店）	月額399,000 +前月売上げの 13.5%（税抜） +消費税等	○			

No.	契約名称	契約額（円）	契約年度		所管部課等名	
			H28	H29	部局名	課等名
73	新病院利便施設設置・運営等事業 （カフェ）	月額86,000 +前月売上げの 7%（税抜） +消費税等	○		事務局 総合磐城 公立病院	病院建設課 計画推進室
74	新病院利便施設設置・運営等事業 （理容室及び美容室）	月額110,000 +前月売上げの 7%（税抜） +消費税等	○			
75	いわき市新病院利便施設設置・運 営等事業（レストラン及び職員食 堂）	月額33,000 +前月売上げ（食堂 等5%、自販機 10%）（税抜） +消費税等	○			
合計	14部局 30課 75契約 8,834,800,441円（金額は単価契約及び収入を除く） うち平成28年度分：42件 927,106,659円 平成29年度分：33件 7,907,693,782円					

※所管部署名は、平成30年4月1日現在のもの

第2 監査の結果

1 プロポーザル方式について

(1) 概要

プロポーザル方式は、複数の事業者から企画提案等を求め、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものと契約を締結する調達方法である。

法令には同方式についての規定がなく、契約実務では、最も優れた企画提案等を行った者を契約候補者として選定し、同候補者から見積書を徴収し、随意契約を締結している。

この手続きは、特命随意契約（単数の者より見積書を徴するもので1者随意契約とも言われる）の一種として、地方公共団体の随意契約ができる場合について規定している、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」を適用して行われている。

(2) 他市及び本市の状況

前述したように、法令にはプロポーザル方式についての規定がないが、要綱等で標準的な手続き等を定めている地方公共団体の例がある。

県内では、福島市が平成20年3月に「福島市業務委託に関するプロポーザル方式等の実施取扱要綱」を、会津若松市が平成28年3月に「会津若松市一般委託業務に係るプロポーザル実施要綱」を定めている例が確認できた。

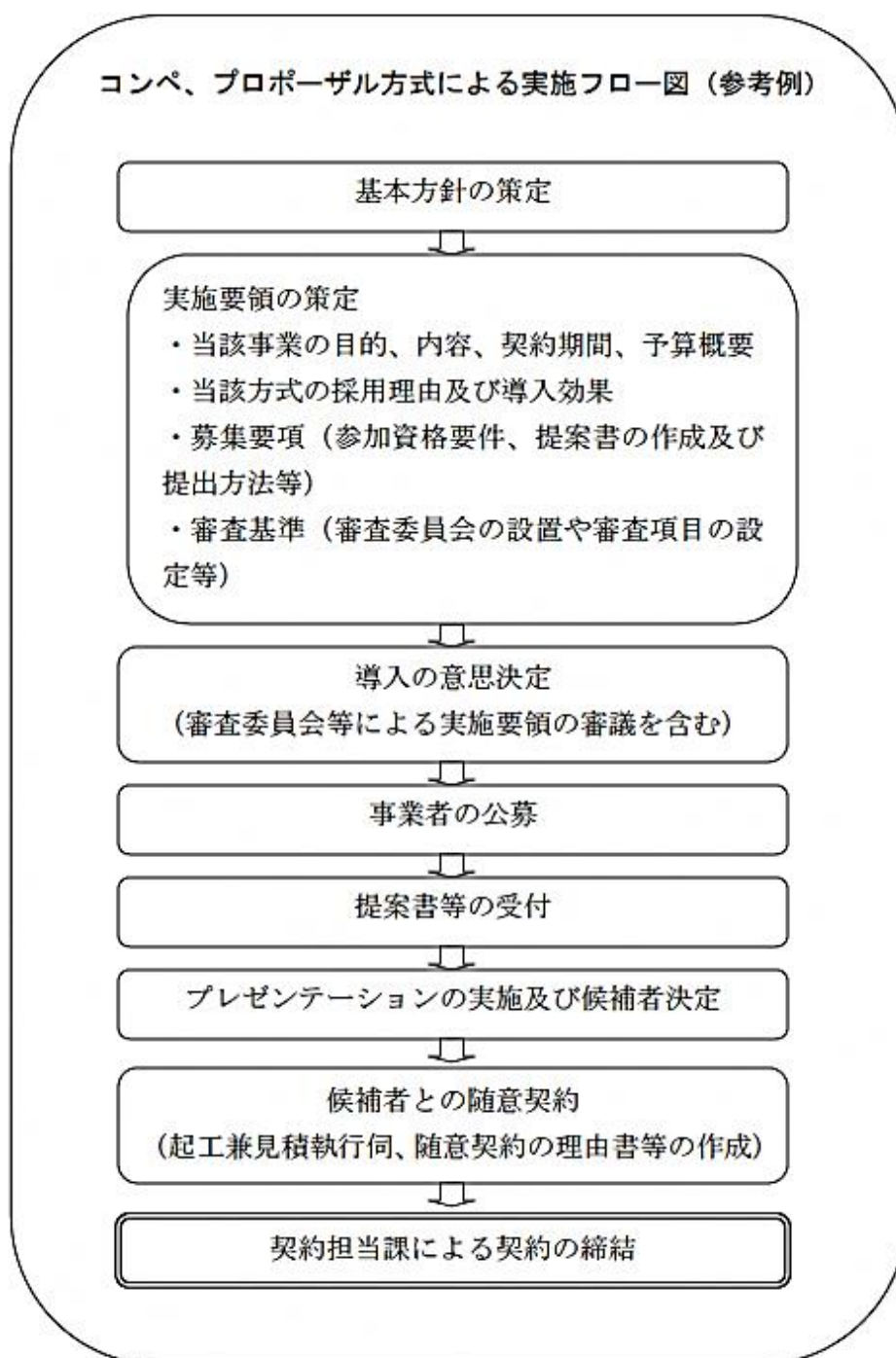
また、中核市では、旭川市が平成21年11月に「旭川市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を、豊橋市が平成23年6月に「豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン」を、大津市が平成25年1月に「大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を定めている例が確認できた。

本市では、要綱や個別の指針等は定めておらず、契約課作成の「随意契約に関する事務執行のための指針」における「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）」の具体例の一つとして、同方式を取り上げている。同指針では、本方式を実施するにあたり、比較した内容やその企画案等を採用するに至った経過及び方法を具体的に明らかにすることを留意点とするほか、「実施フロー図」が参考例として示されている。

・「随意契約に関する事務執行のための指針」より

- ◆ コンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している工事等
コンペ方式（最も優れた設計案を選ぶ方式）や、プロポーザル方式（最も適切な創造力・技術の経験などをもつ設計者を選ぶ方式）により、事前に企画内容等を比較検討した結果、目的を達成する上で最も効果的であると判断した者と契約するときに該当となります。

なお、比較した内容やその企画案等を採用するに至った経過及び方法を具体的に明らかにしてください。



対象契約 75 件について、調査票による調査結果は次のとおりである。

(1) 調査対象契約の概要

① 契約額別件数

契約額等	件数 (構成比)
1,000万円未満	43件 (57.3%)
1,000万円以上2,500万円未満	11件 (14.7%)
2,500万円以上5,000万円未満	6件 (8.0%)
5,000万円以上1億5,000万円未満	4件 (5.3%)
1億5,000万円以上	4件 (5.3%)
その他① (単価契約)	3件 (4.0%)
その他② (収入)	4件 (5.3%)
合計	75件 (100%)

75件のうち、最も多いのは1,000万円未満の43件 (57.3%) である。

契約額が最も大きいものは、総務部総務課の「本庁舎耐震改修工事」(No.4)の57億6,720万円である。なお、単価契約において行われている例 (No.9、11、38) や、収入において行われている例 (No.72~75) も認められた。

② 業務内容

業務内容等 (複数回答)	件数 (構成比)
イベント企画・運営	19件 (21.6%)
映像・印刷物制作	13件 (14.8%)
市民向け講座の企画・運営	12件 (13.6%)
計画策定業務	9件 (10.2%)
施設の窓口又は運營業務等	9件 (10.2%)
建設コンサルタント業務	8件 (9.1%)
情報処理システムの構築	4件 (4.5%)
財産の売払・貸付	4件 (4.5%)
職員等研修	3件 (3.4%)
福祉サービス業務	2件 (2.3%)
財産の買入・借入	2件 (2.3%)
その他	3件 (3.4%)
合計	88件 (100%)

88件のうち、最も多いのはイベント企画・運営の19件 (21.6%) である。

その他の3件(3.4%)の内容は、「ITコンサルタント業務」(No.5)、「システム賃貸借に係る保守管理業務」(No.36)及び「物品搬送業務等」(No.71)である。

(2) 実施状況等

① プロポーザル方式による契約事務は適正に執行されているか(着眼点①)

ア プロポーザル方式を採用した根拠、理由は適切か(着眼点①-ア)

(ア) 実施要領等の制定

実施要領等の制定	件数(構成比)
有り	75件(100%)
無し	0件(-)
合計	75件(100%)

実施要領等の制定は、75件の契約全てにおいて行われていた。

(イ) 導入の意思決定方法

導入の意思決定方法	件数(構成比)
起案書の決裁	65件(86.7%)
会議	6件(8.0%)
その他	4件(5.3%)
合計	75件(100%)

75件のうち、最も多いのは起案書の決裁の65件(86.7%)であり、次いで、会議の6件(8.0%)である。会議の内容は、議会各派代表者会議(No.69)及び総合磐城共立病院内の経営会議(No.71~75)である。

その他の4件(5.3%)の内容は、「環境まちづくり担い手育成支援事業」(No.29~32)である。当該事業は、環境保全活動推進に資する事業等の支援を目的とした「環境まちづくり推進基金」を財源に、事業案を公募し、内容を審査後、選定された応募者と委託契約を締結するという、企画提案を前提とした事業である。

(ウ) 採用理由

プロポーザル方式を採用した理由（複数回答）	件数（構成比）
事業者から自由な提案を求めたほうが優れた成果が期待できるため	48件（47.1%）
高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため	46件（45.1%）
その他	8件（7.8%）
合計	102件（100%）

102件のうち、「事業者から自由な提案を求めたほうが優れた成果が期待できるため」が48件（47.1%）、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」が46件（45.1%）とほぼ同数である。両方を複数回答しているものは25件（24.5%）である。

その他の8件（7.8%）の内容は、「価格と提案内容を合わせた総合的な観点により、本市にとって最適な事業者を選定するため」等、前述した理由に価格を加味したものである。

(エ) プロポーザル方式採用の初年度

契約名称	初年度
いわき総合図書館等運営一部業務委託	平成19年度
いわき市高校生就職支援事業業務委託	平成21年度
いわき市まちづくり・未来づくり講演会業務委託	平成22年度
ふるさとだより情報発信推進業務	平成23年度

同一業務で5年以上にわたりプロポーザル方式を実施している契約が、4件認められた。

このうち、「いわき総合図書館等運営一部業務委託」は、長期継続契約のため、契約更新の3年ごとに実施している。

(オ) 事務執行にあたり「随意契約に関する事務執行のための指針」以外で参考にしたもの

契約名称	件数（構成比）
無し	59件（78.7%）
同方式により実施した過去の契約関係書類（他課分も含む）	14件（18.7%）
他課作成の指針	2件（2.7%）
合計	75件（100%）

75件のうち、最も多いのは「無し」の59件（78.7%）である。

「他課作成の指針」とは、情報政策課が平成26年度に作成した情報処理システムの調達に関する「システム導入ガイドライン」である。当該ガイドラインでは、「システムの調達については、基本的に公募型プロポーザルを基本」とし、前述の契約課作成の指針よりも詳細な実施フロー、評価項目及び評価方法等の例が示されている。

イ 選定の対象とする事業者の募集及び周知等は適切に行われているか（着眼点①ーイ）

【募集方法】

募集方法	件数（構成比）
公募型	63件（84.0%）
指名型	12件（16.0%）
合計	75件（100%）

75件のうち、公告等により参加業者を募る「公募型」によるものが63件（84.0%）、入札参加有資格者名簿等から業務内容等の条件により選定した業者を指名する「指名型」によるものが12件（16.0%）である。

(ア) 公募型（63件）

【周知方法】

周知方法（複数回答）	件数（構成比）
市ホームページへの掲載	63件（45.7%）
報道機関への情報提供	39件（28.3%）
庁舎前掲示板への掲示	14件（10.1%）
各種団体への募集チラシの配布	11件（8.0%）
広報紙への掲載	4件（2.9%）
その他	7件（5.1%）
合計	138件（100%）

138件のうち、最も多いのは市ホームページへの掲載の63件（45.7%）であり、全ての契約で行っている。また、併せて報道機関への情報提供等を行っている。

その他の内容は、「市長記者会見」及び「市が加盟している団体ホームページへの掲載」等である。

【募集日数と提案者数】

	提案者数
--	------

		1者	2者	3者	4者	5者	6者	7者	計
募集日数	7日以下	2件							2件
	7日超14日以下	8件	3件	1件					12件
	14日超21日以下	5件	9件	2件	1件		1件	1件	19件
	21日超28日以下	7件	5件		1件	1件		1件	15件
	28日超	4件	5件	2件	1件	3件			15件
計		26件	22件	5件	3件	4件	1件	2件	63件

※ 募集日数は、募集開始日から終了日までの日数であり、土日祝日等の休日を含んでいる。

63件のうち、募集日数が最も短いものは7日（No.15、16）であり、最も長いものは80日（No.75）である。

また、募集日数に対する1者提案の件数を見ると、14日以下では、14件のうち10件（71.4%）であるのに対し、14日超では、49件のうち16件（32.7%）である。

この他、3者以上の提案の件数は、14日以下では、14件のうち1件（7.1%）であるのに対し、14日超では、49件のうち14件（28.6%）である。

【提案作成にあたっての質問受付】

	件数（構成比）
有り	63件（100%）
無し	0件（－）
合計	63件（100%）

63件全ての契約で事業者が提案作成にあたり質問を行う機会が設けられていた。

(イ) 指名型（12件）

【指名型を採用した理由】

指名型を採用した理由について、自由記載で回答を求めた。記載された内容を整理したところ、概ね次のような状況である。

指名型を採用した理由	件数（構成比）
事業者の能力や実績を総合的に判断するため	4件（33.3%）
専門的知識や技術を要する業務のため	4件（33.3%）
実績を重視	4件（33.3%）
合計	12件（100%）

12件のうち、「事業者の能力や実績を総合的に判断するため」、「専門的知識や技術を要する業務のため」及び「実績を重視」が、それぞれ4件（33.3%）である。

【募集日数と提案者数】

		提案者数						計
		1者	2者	3者	4者	5者	6者	
募集日数	7日以下	1件						1件
	7日超14日以下	1件	1件	1件		1件	1件	5件
	14日超21日以下		2件	2件	1件			5件
	21日超28日以下			1件				1件
計		2件	3件	4件	1件	1件	1件	12件

※ 募集日数は、募集開始日から終了日までの日数であり、土日祝日等の休日を含んでいる。

12件のうち、募集日数が最も短いものは4日（No.25）であり、最も長いものは22日（No.54）である。

また、募集日数に対する1者提案の件数は、14日以下では、6件のうち2件（33.3%）であるのに対し、14日超では、6件のうち0件である。

【提案作成にあたっての質問受付】

	件数（構成比）
有り	12件（100%）
無し	0件（—）
合計	12件（100%）

12件全ての契約で、事業者が提案作成にあたり質問を行う機会が設けられている。

ウ 予定金額の積算は客観的な根拠資料に基づいているか（着眼点①ーウ）

決定方法（複数回答）	件数（構成比）
業者からの参考見積	37件（47.4%）
前年度（又は直近）の価格を参考	13件（16.7%）
公共単価等に基づく積算	13件（16.7%）
類似業務の価格を参考	7件（9.0%）
公有財産規程における行政財産使用料の算出方法（収入）	4件（5.1%）
当初予算査定額	2件（2.6%）
補助事業要望時に県に提出した計画書	2件（2.6%）
合計	78件（100%）

78件のうち、最も多いのは「業者からの参考見積」の37件（47.4%）である。なお、「業者からの参考見積」と「類似業務の価格を参考」等の複数により決定していると回答した契約もある。（No.25、26、66）

② 事業者の選定について、透明性、公正性、競争性が確保されているか。（着眼点②）

ア 企画提案内容、業務遂行能力、価格等に対する評価基準は適切か。（着眼点②ーア）

(7) 審査基準の設定

審査基準の設定	件数（構成比）
有り	72件（96.0%）
無し	3件（4.0%）
合計	75件（100%）

75件のうち、審査基準の設定が行われているものは72件（96.0%）である。

審査基準の設定が行われていない3件（4.0%）の業者選定方法を確認したところ、コンペ方式（※）として、市職員ほか関係団体職員等の投票により行ったとのことである（No.54、56、59）。

※コンペ方式… 仕様に基づき作成された成果物や設計書等のうち、最も優れたものを選ぶ調達方法である。

コンペ方式とプロポーザル方式の違いは、前者は具体的な「もの」を選択するのに対し、後者は企画提案の内容や提案能力から、契約相手方としてふさわしい「人」（組織や事業者等）としている点である。

(イ) 審査基準の事前公表

事前公表	件数（構成比）		
	公募型	指名型	合計
有り	42件（66.7%）	3件（33.3%）	45件（62.5%）
無し	21件（33.3%）	6件（66.7%）	27件（37.5%）
事前事後とも公表無し	20件（31.7%）	6件（66.7%）	26件（36.1%）
事後に公表有り	1件（1.6%）	0件（－）	1件（1.4%）
合計	63件（100%）	9件（100%）	72件（100%）

審査基準の設定が行われている72件のうち、基準の事前公表が行われているものは、公募型では63件中42件（66.7%）、指名型では9件中3件（33.3%）である。

指名型で事前公表としている3件の公表方法を確認したところ、審査基準が記載された実施要領等を指名業者に配布したのみであり、不特定多数の者がその内容を確認できるものではない。

(ウ) 審査基準の配点分布及び平均点

審査基準 配点 (100点満点)	運営体制	実績	内容構成力	独創性	経済性	その他
0	17件	18件	25件	48件	19件	31件
0.1～20.0	42件	51件	10件	19件	48件	14件
20.1～40.0	7件	3件	7件	4件	5件	4件
40.1～60.0	5件	0件	14件	1件	0件	6件
60.1～80.0	1件	0件	15件	0件	0件	6件
80.1～100	0件	0件	1件	0件	0件	11件
平均点	14.6点	9.0点	31.2点	5.0点	10.0点	30.2点

審査基準の設定が行われている72件について、審査基準を「運営体制」から「その他」の6つに分類し、配点を100点満点とした場合の配点分布及び平均点が上記表のとおりである。また、審査基準の分類は次の通りである。

- ・運営体制…提案者が業務を安定的に実施することができる体制であるか
- ・実績…受託するにふさわしい技術力、経験、熟練度があるか
- ・内容構成力…提案が当該企画を実施するうえで、使いやすい内容になっているか
- ・独創性…提案に独創性があるか
- ・経済性…参考見積価格は適正であるか、費用面での節減が図られているか
- ・その他…（運営体制から経済性に属しないもので自由記載）

審査基準のうち平均点が最も高いものは、内容構成力（31.2点）であり、優れた企画内容等を求めてプロポーザル方式を採用するという動機と、概ね一貫性が取れている結果である。

一方、配点分布をみると、内容構成力の配点を0点としているものが、72件のうち25件（34.7%）である。

(エ) 参考見積価格の評価

参考見積価格の評価	件数（構成比）
提案に対する見積内容の妥当性を評価する	42件（56.0%）
価格そのものを評価する	33件（44.0%）
合計	75件（100%）

75件のうち、「提案に対する見積内容の妥当性を評価する」が42件（56.0%）、「価格そのものを評価する」が33件（44.0%）であり、すべての契約でその評価が行われていた。

なお、審査基準の設定を行っていない3件（No.54、56、59）についても、「提案に対する見積内容の妥当性を評価する」と回答している。

イ 選定委員の構成は適切か。（（着眼点②ーイ））

選定委員会の設置	件数（構成比）
有り	72件（96.0%）
無し	3件（4.0%）
合計	75件（100%）

75件のうち、選定委員会が設置されているものは72件（96.0%）である。

設置していない3件（4.0%）は、市職員ほか関係団体職員等の投票により選定を行っている（No.54、56、59）。

(7) 役職構成別

役職構成	件数 (構成比)
市職員のみで構成	49件 (68.1%)
外部委員を含む	22件 (30.6%)
外部委員のみで構成	1件 (1.4%)
合計	72件 (100%)

選定委員会を設置している72件のうち、最も多いのは市職員のみで構成された49件 (68.1%) である。

外部委員のみで構成された1件 (No.69) の委員は、市議会議員である。

市議会議員以外の外部委員は、学識経験者、実務経験者、市民代表、市ICTコーディネーター、県職員、関係団体職員 (一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー等) である。

(イ) 選定委員会の開催数

開催数	件数 (構成比)
0回	1件 (1.4%)
1回	64件 (88.9%)
2回	4件 (5.6%)
3回以上	3件 (4.2%)
合計	72件 (100%)

選定委員会を設置している72件のうち、最も多いのは1回の64件 (88.9%) である。

0回の1件 (No.18) の審査は、審査委員へ資料及び採点表を配布し、翌日回収及び集計を行っている。

また、1件あたりの開催数は4回 (No.75) が最も多く、次いで、3回 (No.3、4) である。

ウ 選定手続き

(7) 選定に当たり、応募事業者名を特定できないよう効果的措置を講じているか。(着眼点②-ウ)

提案者名の取扱い	件数 (構成比)
伏せて審査	51件 (68.0%)
明らかにして審査	24件 (32.0%)
合計	75件 (100%)

75件のうち、提案者名を伏せて審査が行われているのが51件（68.0%）、明らかにして審査を行ったのが24件（32.0%）である。

提案者名を明らかにして審査を行った主な理由は、過去の実績の評価等の審査に必要な情報のためとしている。ただし、理由無しとしたものが3件（No.49～51）、1者応募であったためとしているものが1件（No.44）ある。

(イ) 審査結果の通知

審査結果通知の方法及び選定理由説明の有無		件数（構成比）
提案者全員に文書で通知		65件（86.7%）
	選定理由を全員に説明	17件（22.7%）
	選定理由説明は選定業者のみ	3件（4.0%）
	選定理由説明は無	45件（60.0%）
選定業者のみに文書で通知		10件（13.3%）
	選定理由説明は有	4件（5.3%）
	選定理由説明は無	6件（8.0%）
合計		75件（100%）

75件のうち、最も多いのは結果を提案者全員に文書で通知している65件（86.7%）である。ただし、このうち選定理由を全員に説明しているのは17件（22.7%）である。

また、選定業者のみに文書で通知していた10件（13.3%）について、選定業者以外への結果通知を確認したところ、主に電話により行われていた。

(ウ) 結果の公表

結果の公表	件数（構成比）		
	公募型	指名型	合計
有り	47件（74.6%）	0件（—）	47件（62.7%）
無し	16件（25.4%）	12件（100%）	28件（37.3%）
合計	63件（100%）	12件（100%）	75件（100%）

75件のうち、47件（62.7%）が結果の公表を行っている。公表を行っているものは全て公募型である。

公表の方法は主に市ホームページへの掲載であり、併せて報道機関への情報提供を行っているものもある。

③ 契約の履行について、提案内容を的確に活用し、業務の成果が検証されているか。(着眼点③)

ア 契約において、事業者の提案を生かしているか。(着眼点③-ア)

提案活用等の有無等	件数 (構成比)
有り	48件 (64.0%)
無し	27件 (36.0%)
合計	75件 (100%)

75件のうち、提案を活用していると回答したのは48件 (64.0%) である。活用の内容は、主に契約書添付の仕様書等に提案内容を反映している。

活用していないと回答した27件 (36.0%) は、プロポーザル方式の採用は、提案内容そのものではなく、優れた技術又は企画力等を有している事業者の選定のためであるとしている。

イ 履行確認は適切に行われているか。(着眼点③-イ)

契約の履行確認方法について、自由記載で回答を求めた。記載された内容を整理したところ、概ね次のような状況である。

契約の履行確認方法	件数 (構成比)
契約期間中に随時打ち合わせによる進捗確認や実施時の立会い等	52件 (69.3%)
完了報告書または成果物のみによる確認 (契約期間中の確認方法について記載がないもの)	23件 (30.7%)
合計	75件 (100%)

75件のうち、契約期間中に随時打ち合わせによる進捗確認や実施時の立会い等により履行状況を確認していると回答したものが52件 (69.3%) である。

また、完了報告書又は成果物のみによる確認と回答したものは23件 (30.7%) である。

ウ 業務の成果の検証、評価を行っているか。(着眼点③-ウ)

業務の検証及び評価方法について、自由記載で回答を求めた。記載された内容を整理したところ、その方法は概ね次のような状況である。

業務の検証及び評価方法	件数（構成比）
竣工検査又は成果物の検品等による	28件（37.3%）
アンケート等により得られた指標に基づき検証	20件（26.7%）
業者との打ち合わせや提出された報告書の確認等による	17件（22.7%）
評価委員会等の会議において検証	7件（9.3%）
実施していない	3件（4.0%）
合計	75件（100%）

75件のうち、最も多いのは竣工検査又は成果物の検品等によるもので28件（37.3%）である。

実施していないと回答した3件（No.33、44、61）は、監査実施時点で事業が完了していないためである。

3 個別調査

調査票調査の結果から、主な課題として次の事項が浮かび上がった。

- (1) 募集日数や質問回答の期間の設定は十分か。
- (2) 選定の透明性や公正性を確保するための審査基準の公表は行われているか。
- (3) 審査結果の通知や公表はどのような取扱いか。
- (4) 採用した提案はどのようにして活用されているか。

これらの課題を中心に、各契約の詳細を調査するために75契約から下記の条件で9件を抽出し、担当課から提出を受けた関係書類・帳簿等及び質問により個別調査を行った。調査の結果は次頁以降のとおりである。

【抽出条件】

調査票調査の結果から、前述した課題への対応及びリスクの高さ、部局のバランスを考慮して抽出を行った。なお、リスクの高さは、次の(1)～(4)のいずれかに該当するものをリスクが高いとして判断した。

- (1) 募集日数が14日以下のもの
- (2) 提案者が2者以下のもの
- (3) 選定における審査基準の事前公表が行われていないもの
- (4) 契約額が1,000万円以上のもの ※単価契約及び収入を除く

【抽出契約】

- (1) 平成29年度いわき市シティセールス支援業務委託 (No.1 総合政策部 創生推進課)
- (2) いわき市家屋評価システム開発業務委託 (No.6 財政部 資産税課)
- (3) (平成28年度) 福島県緊急雇用創出事業(原子力災害対応雇用支援事業)「復興・防災プログラム提供事業(復興支援・観光案内所)業務」委託 (No.13 観光交流室 観光交流課)
- (4) (平成29年度) ふるさとだより情報発信推進業務委託 (No.26 市民協働部 地域振興課)
- (5) いわき市食品営業許可台帳管理システム再構築事業委託 (No.40 保健福祉部 保健所生活衛生課)
- (6) いわき市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務委託 (No.45 こどもみらい部 こども家庭課)
- (7) 魅力発見!いわきのおいしさ体験ツアー事業業務委託 (No.47 農林水産部 農業振興課)
- (8) 平成29年度いわき平競輪活性化事業業務委託 (No.57 産業振興部 公営競技事務所事業課)
- (9) いわき市学習サポート連携事業業務委託 (No.67 教育委員会事務局 学校教育推進室 学校教育課)

《 (1) 平成29年度いわき市シティセールス支援業務委託 》

所管課：総合政策部 創生推進課

1 事業の概要、目的

本市の魅力を掘り起し、磨き上げ、いわき市のブランディングを進めるとともに、効果的なプロモーションを実施していくための基本方針となる「いわき市シティセールス戦略（平成29年度～31年度）」を策定及び同戦略に基づく各種取り組み等を推進するに当たり、専門的な知見を有する事業者から支援を受けるものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業は、専門的な知見が必要とされるとともに、会議開催の企画力やファシリテーション技術が求められる業務であることから、価格だけでなく、提案された企画等を一定の基準で評価できる公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
公募開始～参加表明書提出期限	平成29年6月5日～6月12日
事業者からの質問締切	6月12日
〃 回答	6月14日
企画提案書の提出期限	6月23日
参加資格確認通知発送	6月27日
プレゼンテーション、選考	6月28日
選定結果通知、公表	6月30日

・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：19日

・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：10日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積を基に決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載等により周知したところ、1者からの参加表明があった。提出書類の審査等により、当該事業者は、参加資格（市の入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない等）に合致していることを確認している。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。なお、下記配点は審査員1人あたりの点数（100点満点）であり、審査委員7人の合計点（700点満点）で算出することとしている。

- ・基本事項…………… 30点
- ・業務実績…………… 10点
- ・実施体制…………… 5点
- ・業務実施内容…………… 25点
- ・実施スケジュール…………… 5点
- ・成果品…………… 5点
- ・付加価値提案・追加提案…………… 10点
- ・コミュニケーション能力…………… 5点
- ・見積額…………… 5点

主な審査の観点及び総得点は、実施要領により公表されている。一方、審査要領に定められた詳細な採点の視点や各審査項目の配点等は公表されていない。

また、実施要領には、提案事業者が1事業者のみの場合は、最低基準点以上の評価点を得た場合に契約候補者となることが記載されている。

(6) 選定審査会（着眼点②ーイ及びウ）

「平成29年度いわき市シティセールス支援業務委託事業者選定審査会設置要領」に基づく、市職員（創生推進課長、同課長補佐、ふるさと発信課長補佐、いわき芸術文化交流館経営総務課広報グループ職員、観光交流課長補佐、農業振興課長補佐及び水産課長補佐）7人による選定審査会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上で、プレゼンテーション及び質疑の後、採点が行われ、その結果、最低基準点を下回っていなかったことから、提案者を契約候補事業者と決定している。

選定審査会の記録は、採点結果等を記載した結果報告書が作成されており、委員の確認印が押されている。

(7) 結果通知及び公表

実施要領において、結果通知は提案をした者全員に対し文書にて行うことが規定されているが、非選定の説明を求められた場合の手續等は規定されていない。結果通知は、提案者が1者であったため採用通知のみが作成されている。

結果公表は、通知と同日に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

実施要領において、契約にあたっては提案内容を基にした協議を行うこととしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、実施計画書等の関係書類の提出や、当該業務において開催されたワーキンググループ等に市職員が同席し確認している。

また、検証及び評価は、業務完了後に提出された成果品等を創生推進課で確認することにより行っている。

《 (2) いわき市家屋評価システム開発業務委託 》

所管課：財政部 資産税課

1 事業の概要、目的

平成21年10月に更新したいわき市家屋評価システムは、端末及びサーバのOSのメーカーサポートが終了していること等から、機器ソフトの動作性及びセキュリティが確保できない状況であるため、新システムの導入を図るものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業は、新增築家屋数が震災前の約2倍となった状況を考慮し、更なる効率化を図ることが可能なシステムを開発し、課税事務全体の向上を目指すという観点から、価格だけでなく技術面等から総合的に評価することができる公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
公募開始～参加表明書受付期間	平成28年6月20日～6月24日
参加資格確認通知書及び仕様書発送	6月24日（※）
事業者からの質問締切	7月1日
〃 回答	7月1日
企画提案書の提出期限	7月6日
書類審査	7月6日～7月14日
プレゼンテーション等及び審査会	7月14日
最優秀提案者、優秀提案者決定	7月15日
選定結果通知、公表	7月19日

- ・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：17日
- ・仕様書発送から企画提案書の提出期限までの日数：13日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：6日

※ 情報システムのセキュリティ確保のため、仕様書は参加資格確認後に発送している。

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積を基に決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載等により周知したところ、3者からの参加表明があった。提出書類の審査により、3者はいずれも、参加資格（市の入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない等）に合致していることを確認している。

しかし、参加資格確認通知書及び正式な仕様書を発送した後に1者が辞退したため、提案は2者となった。辞退の主な理由は、「予算に対し仕様内容が過大」である。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。（1,000点満点）

- ・本業務に関する取り組み方針等…………… 115点
- ・プロジェクト管理（スケジュール、導入体制等）…………… 110点
- ・導入支援（既存データ移行、職員研修）…………… 35点
- ・基本要件の実現度合い…………… 100点
- ・導入実績…………… 30点
- ・システム要件の実現方法…………… 15点
- ・機能要件の実現方法…………… 250点
- ・保守・運用管理…………… 95点
- ・見積金額…………… 250点

評価項目、得点配分、審査の視点及び選定のポイントは、提案依頼書により公表されている。一方、審査要領に定められた、より詳細な評価ポイントや採点基準等は公表されていない。

また、提案依頼書には、審査点数が最も高い応募者が複数いる場合には、提案評価点の高い者を優先することが記載されていたが、選考対象から除外することとなる最低基準点に関する規定はない。

(6) 選定審査会等（着眼点②ーイ及びウ）

「いわき市家屋評価システム開発事業者選定審査会設置要領」に基づく、市職員（資産税課長、同課職員及び情報政策課職員）4人、市ICTコーディネーター1名による選定審査会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上で、プレゼンテーション等及び質疑の後、採点が行われ、その結果、最も点数が高かった事業者を最優秀提案者として決定している。なお、選定審査会開催に先立ち、事務局により、価格審査及び提案内容が要求仕様項目を充足していること等の確認である書類審査が行われている。

選定審査会の記録は、採点集計表及び審査結果概要が作成されている。

(7) 結果通知及び公表

実施要領において、結果通知は提案をした者全員に対し文書にて行うこと及び非選定通知を受けた者への理由説明の手続きが規定されている。

結果通知は、最優秀提案事業者には企画提案を採用することが、また、次点の者には、優先交渉権者との交渉が不調となった場合は連絡する旨が、期日を指定して記載されている。

結果公表は、通知と同日に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

企画提案を基にした契約書及び仕様書等を作成することとしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、委託期間内に4回実施したシステム開発に係る協議・打ち合わせにより確認している。

また、検証及び評価は、システム稼働前に操作研修を実施するほか、運用後においては個別の懸案事項等について随時打ち合わせを行っている。

《 (3) (平成28年度) 福島県緊急雇用創出事業 (原子力災害対応雇用支援事業)
「復興・防災プログラム提供事業 (復興支援・観光案内所) 業務」委託 》

所管課：観光交流室 観光交流課

1 事業の概要、目的

東日本大震災以降、「復興支援」「被災地で学びたい」という目的の来訪者は増加傾向にあることから、市内の現状や復旧状況を正確に理解していただくために、観光復興情報のワンストップ窓口及び視察受入れの調整実施機関として、平成24年8月から復興支援・観光案内所を設置したところであり、その運營業務を委託するものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等 (着眼点①ーア)

本事業は、より詳細な情報収集や、関係機関との調整が必要とされる業務であることから、事業者を広く募集し、提案される事業案の中から適切なものを選考することができる公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール (着眼点①ーイ)

内容	年月日
公募開始	平成28年3月22日
応募者説明会	3月24日
事業者からの質問受付期間	3月22日～3月29日
〃 回答期間	3月22日～3月30日 (随時)
企画提案書の提出期限	3月30日
審査会 (プレゼンテーション等)	3月31日
審査結果通知、公表	4月1日

- ・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：9日
- ・応募者説明会から企画提案書の提出期限までの日数：7日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの最短日数：1日

(3) 予定金額等の積算 (着眼点①ーウ)

予定金額 (契約上限額) は、補助事業要望時に県に提出した計画書により決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載により周知したところ、1者からの参加申請があった。当該事業者は市入札参加有資格者名簿に登録されている者である。

(5) 審査基準及び配点 (着眼点②ーア)

審査基準及び配点は下記の通りである。なお、下記配点は審査員1人あたりの点数（25点満点）であり、審査委員3人の合計点（75点満点）で算出することとしている。

- ・ 提案者の概要・事業実績…………… 5点
- ・ 事業の目的及び趣旨…………… 5点
- ・ 事業の概要…………… 5点
- ・ 事業期間終了後の継続性…………… 5点
- ・ 経費見積…………… 5点

プレゼンテーション等を実施し審査会委員が評定を行う旨が、募集要領により公表されているが、審査項目や得点配分、審査の視点等を定めた審査要領は公表されていない。

また、応募者が1者の場合に選定業者となり得る評点の水準や、審査点数が最も高い応募者が複数いる場合の選定方法は非公表の審査要領に規定されている。

(6) 審査会等（着眼点②ーイ及びウ）

「復興・防災プログラム提供事業（復興支援・観光案内所）業務委託プロポーザル審査会審査要領」に基づく、市職員（観光交流室長及び観光振興課長）2人、実務経験者（いわき観光まちづくりビューロー事務局次長）1名による審査会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上でプレゼンテーション及びヒアリングの後、採点が行われ、その結果、あらかじめ定めていた水準以上の評点であったことから、参加申請があった1者を契約候補事業者と決定している。なお、審査会に先立ち、観光振興課により、企画提案書作成要領に則った企画提案がなされているか等の確認である書類審査が行われている。

審査会の記録は、「主な質疑応答録」が作成されているが、採点集計表は作成されておらず、審査会委員の評定書原本が保存されている。

(7) 結果通知及び公表

審査要領において、結果通知は提案をした者全員に対して行うこと、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないことを規定している。結果通知は、提案者が1者であったため採用通知のみが作成されている。

結果公表は、通知と同日に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

企画提案を基にした仕様書等を作成することとしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

当該事業は県の緊急雇用創出基金事業費補助金により行われているため、契約の履行確認は、県への実施状況報告資料作成時に、業務内容が提案書にて提示された手法で実施されていることを確認することにより行っている。

また、検証及び評価は、受託者が作成・納品した事業報告書により行っている。

《 (4) (平成29年度) ふるさとだより情報発信推進業務委託 》

所管課：市民協働部 地域振興課

1 事業の概要、目的

東日本大震災からの復興に向け、地域住民が地元に戻り、以前の生活を取り戻すことを支援するため、住民の身近な話題、さらには生活情報などを提供する「ふるさとだより」の編集及び発行を行うものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業の実施にあたり、その趣旨を理解し、最良のデザイン等を提案できる受託業者を選定するためにプロポーザル方式を採用している。なお、実施要領等では「コンペ」としているが、デザインだけでなく企画提案を含めて募集しており、これらを一体として評価していることからプロポーザルとしている。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
指名通知	平成29年3月29日
説明会	3月31日
事業者からの質問締切	3月31日
〃 回答	3月31日
企画書及びデザイン案等の提出期限	4月5日
審査会、選定結果通知	4月6日

- ・指名通知から企画提案書の提出期限までの日数：8日
- ・説明会から企画提案書の提出期限までの日数：6日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：6日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積及び前年度の価格を基に決定している。

(4) 参加者

参加者は、市入札参加有資格者名簿（役務の提供の部）に、企画、デザイン又は広告代理業等として登録されている12業者を指名している。

企画書等の提出期限までに9者が辞退し、3者による提案となった。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。（225点満点）

- ・企画内容について…………… 50点
- ・デザインについて…………… 50点
- ・タイトル・文字の見やすさについて…………… 50点
- ・記事の構成バランスについて…………… 25点
- ・全体の配色バランスについて…………… 25点
- ・見積額について…………… 25点

審査項目及び配点が、実施要項により明らかにされている。一方、選定委員会で用いられた採点基準別に定められた審査項目の評価ポイントは明らかにされていない。

また、提案者が1者のみの場合でも、最低基準点以上の評価点を得られなかった場合には選定しないことが非公表の採点基準に規定されている。

(6) 選定委員会（着眼点②ーイ及びウ）

『ふるさとだより』情報発信推進業務受託者選定委員会設置要領」に基づく、市職員（市民協働部次長、地域振興課長、ふるさと再生課長、ふるさと発信課長）4人による選定委員会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上で、企画書及びデザイン案についての採点が行われ、その結果、最も点数が高かった事業者を契約候補者として決定している。なお、審査項目のうち見積額については、選定委員会開催に先立ち、事務局により採点が行われている。

選定委員会の記録は、採点集計表のみが作成されている。

(7) 結果通知及び公表

実施要項において、結果通知は提案をした者全員に対し文書にて行うことが規定されているが、非選定の説明を求められた場合の手續等は規定されていない。結果通知は、契約候補者には企画提案を採用することが、また、次点以下の者には、採用するにはいたらなかったことが記載されている。

結果公表は、行われていない。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

提案された企画書及びデザイン案に基づいた契約書及び仕様書等を作成することとしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、発行前月に開催される編集会議に市職員が同席するほか、紙面記事の校正及び校了に市も関与することで確認している。

また、検証及び評価は、成果品（印刷物及びPDFデータ）の確認により行っている。

《 (5) いわき市食品営業許可台帳管理システム再構築事業委託 》

所管課：保健福祉部 保健所 生活衛生課

1 事業の概要、目的

平成19年度から稼働している食品営業許可台帳管理システムは、稼働後に増加した新規業務に未対応等の課題を抱えていることや、保守対応が平成29年3月で終了することから、システム要件を見直し、最適のIT技術を取り入れた新システムを開発するものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業の実施にあたり、要求する仕様に十分応えられる優秀な提案を募るために、公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
公募開始～参加表明書受付期間	平成28年7月25日～7月29日
参加資格確認通知書及び仕様書発送	7月29日
事業者からの質問締切	8月3日
〃 回答	8月5日
企画提案書の提出期限	8月19日
書類審査	8月19日～8月29日
プレゼンテーション等及び審査会	8月30日
最優秀提案者、優秀提案者決定	9月2日
選定結果通知、公表	9月2日

- ・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：26日
- ・仕様書発送から企画提案書の提出期限までの日数：22日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：15日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積を基に決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載等により周知したところ、3者からの参加表明があった。提出書類の審査により、3者はいずれも、参加資格（市の入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない等）に合致していることを確認している。

しかし、参加資格確認通知書及び正式な仕様書を発送した後に2者が辞退したため、提案は1者となった。辞退の理由は、「予算に対し仕様内容が過大」または「保有しているパッケージシステムが仕様を満たさないため」である。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。（1,000点満点）

- ・本業務に対する取り組み方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31点
- ・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31点
- ・開発体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96点
- ・導入実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2点
- ・システム構成・機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31点
- ・データ移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点
- ・教育研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31点
- ・運用・保守管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105点
- ・要求仕様等を超えた提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74点
- ・機能要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93点
- ・見積金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200点
- ・画面の視認性等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300点

価格審査及び技術審査（書類審査及びプレゼンテーション・デモンストレーション審査）を審査項目とすること並びに得点配分が、企画提案依頼書により公表されている。一方、審査要領等に定めた評価項目や採点基準等は公表されていない。

また、提案事業者が1事業者のみの場合の選定基準とする最低基準点や、審査点数が最も高い応募者が複数いる場合の選定方法は非公表の審査要領に規定されている。

(6) 選定委員会等（着眼点②ーイ及びウ）

「いわき市食品営業許可台帳管理システム再構築事業者選定委員会設置要領」に基づく、市職員（保健所生活衛生課長、同課長補佐、同課職員及び情報政策課職員）4人、市ICTコーディネーター1名による選定委員会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上で、プレゼンテーション等及び質疑が行われた後、採点が行われ、その結果、最低基準点を下回っていなかったことから、提案者を契約候補事業者と決定している。なお、選定委員会開催に先立ち、事務局により、価格審査及び提案内容が要求仕様項目を充足していること等の確認である書類審査が行われている。

選定委員会等の記録は、採点及び選定の経過等を「審査結果」として作成されている。

(7) 結果通知及び公表

実施要領において、結果通知は提案をした者全員に対し文書にて行うこと及び非選定通知を受けた者への理由説明の手続きが規定されている。結果通知は、提案者が1者であったため契約候補事業者に決定したとの通知のみが作成されている。

結果公表は、通知と同日に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

企画提案依頼書において、契約にあたっては提案内容を基にした協議を行うこととしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、毎月開催される生活衛生課長と事業者のプロジェクトリーダーが出席する進捗報告会議により、確認している。

また、検証及び評価は、課題管理表を作成し、対応状況等を管理した上で、契約期間内に運用テスト期間を設け、複数職員による実際の操作等により行っている。

《 (6) いわき市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務委託 》

所管課：こどもみらい部 こども家庭課

1 事業の概要、目的

本事業は児童福祉法に位置付けられた事業であり、その目的は、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業の実施にあたり、民間事業者がもつ福祉サービス事業に関するノウハウや知識と経験、専門性が必要となることから、価格による競争によらず、企画力、技術力、実績等の観点から選定を行うことで、より質の高い成果が期待できる公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
公募開始～参加申請受付終了	平成28年4月26日～5月9日
事業者からの質問受付及び回答期間	4月26日～5月9日（随時回答）
プレゼンテーション開催通知発送	5月16日
企画提案書の提出期限	5月18日
プレゼンテーション、選考	5月20日
選定結果通知	5月24日
選定結果公表	5月26日

- ・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：23日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの最短日数：10日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（積算上限額）は、類似業務の価格を参考に決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載等により周知したところ、1者からの参加表明があった。提出書類の審査等により、当該事業者は、参加資格（市の入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない等）に合致していることを確認している。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。なお、下記配点は審査員1人あたりの点数（100点満点）であり、審査委員5人の合計点（500点満点）で算出することとしている。

- ・基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30点
- ・業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10点
- ・実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30点
- ・付加価値提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20点
- ・スケジュール管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 5点
- ・事業経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5点

審査委員会で用いられたものと同じの審査基準点及び審査項目の配点等が、参加募集要項（企画提案依頼書）により事前公表されている。

また、同要項には、選考対象から除外することとなる最低基準点の設定、審査点数が最も高い応募者が複数いる場合には、優先順位を定めた審査項目別の点数で決定すること等が記載されている。

(6) 選定審査会（着眼点②ーイ及びウ）

「いわき市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業候補事業者審査委員会設置要綱」に基づき、市職員（こどもみらい部次長、こどもみらい課長、こども支援課長、こども家庭課長及び保健所地域保健課長）5人による選定委員会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上で、プレゼンテーション及び質疑の後、採点が行われ、その結果、最低基準点を下回っていなかったことから、提案者を契約候補事業者と決定している。

選定審査会の記録は、採点集計表のみが作成されている。

(7) 結果通知及び公表

審査要領において、結果通知は提案をした者全員に対して行うこと、決定に至った経過及び理由等は一切公表しないことを規定している。結果通知は、提案者が1者であったため、最優秀提案者としての決定通知のみが作成されている。

結果公表は、応募者への通知の2日後に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

当該事業の受託者選定におけるプロポーザル方式採用の目的は、優れた技術または企画力等を有している事業者の選定であるため、提案は契約書等に具体的な形では反映されていない。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、所定の様式による毎月の業務内容等報告により確認している。

また、検証及び評価は、委託している相談業務等について、件数・内容・性別・年齢等の実績を基に行っている。

《 (7) 魅力発見！いわきのおいしさ体験ツアー事業業務委託 》

所管課：農林水産部 農業振興課

1 事業の概要、目的

いわき産農林水産物の安全性に対する消費者の理解の促進と安心感を醸成し、さらにはいわき産農林水産物の魅力を知ってもらうため、市内生産現場及び放射性物質の検査所を訪問するツアーを業務委託により実施するものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業の実施にあたり、まず、市入札参加資格者名簿に旅行業として登録のある市内3業者による指名競争入札を実施したが、不調となったことから、予算の範囲で最も優れた企画提案が行える事業者を選定するために公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
公募開始～募集要領配布終了	平成28年9月16日～9月28日
事業者からの質問締切	9月21日
〃 回答	9月23日
企画提案書の提出期限	9月28日
選定委員会開催通知発送	9月29日
選定委員会（プレゼンテーション等）	10月4日
選定結果通知、公表	10月5日

- ・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：13日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：6日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積を基に決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載により周知したところ、1者からの提案があった。当該事業者は市入札参加有資格者名簿に登録されている者である。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。なお、下記配点は審査員1人あたりの点数（50点満点）であり、審査委員3人の合計点（150点満点）で算出することとしている。

- ・提案者の概要・事業実績…………… 10点
- ・安全面への配慮…………… 10点
- ・事業の評価検証の手法…………… 10点
- ・その他オリジナルの企画提案…………… 10点
- ・経費見積…………… 10点

事業の具体性や効果、費用等を総合的に審査し、最も評価の高い参加者を受託予定者として選定する旨が、募集要領により公表されている。一方、選定要領に定めた評価項目の配点や審査基準等は公表されていない。

また、応募者が1者の場合に選定対象となり得る評点の水準や、最高得点を得た事業者が複数いる場合の選定方法は、非公表の選定要領に規定されている。

(6) 選定委員会（着眼点②ーイ及びウ）

「魅力発見！いわきのおいしさ体験ツアー事業 業務委託予定者選定委員会 選定要領」に基づく、市職員（農業振興課長、同課主幹及び同課長補佐）3人による選定委員会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上でプレゼンテーション及び質疑が行われた後、採点が行われ、その結果、あらかじめ定めていた水準以上の評点であったことから、提案者を受託予定者として決定している。

選定委員会の記録は、採点集計表のみが作成されている。

(7) 結果通知及び公表

募集要領等で、結果通知は、提案をした者全員に対して行うことを、また、選定要領では、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないことを規定している。結果通知は、提案者が1者であったため受託予定者としての決定通知のみが作成されている。

結果公表は、通知と同日に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

市が作成した当初仕様書において、具体的な訪問場所やツアー行程の詳細な内容については契約後に双方の協議により選定することとしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行状況は、定期的な進捗報告及び契約期間終了時に提出される業務完了報告書にて確認している。また、事業の内容は、提出された企画提案書や協議により決定されている。

検証及び評価は、ツアー参加者へのアンケートにより行っている。

《 (8) 平成29年度いわき平競輪活性化事業業務委託 》

所管課：産業振興部 公営競技事務所 公営競技事務所 事業課

1 事業の概要、目的

平成29年度いわき平競輪を開催するにあたり、来場促進及び売上の増加等を図るため、各種イベント・ファンサービス、広報宣伝等の活性化事業を実施する。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業の実施にあたり、多目的なアミューズメント施設として、「誰もが楽しめる地域密着型競輪場」の実現を達成できるような最良の企画を提案できる業者を選定するためにプロポーザル方式を採用している。なお、実施要項等では「コンペ」としているが、企画提案の選定ではなく事業者の選定を目的としていることからプロポーザルとしている。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
指名通知～概要説明会参加報告等期限	平成29年2月27日～3月1日
概要説明会	3月2日
事業者からの質問受付及び回答期間	3月2日～3月10日（随時回答）
企画提案書の提出期限	3月13日
プレゼンテーション、選考	3月16日
選定結果通知	3月16日

- ・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：15日
- ・概要説明会から企画提案書の提出期限までの日数：12日
- ・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：4日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積を基に決定している。

(4) 参加者

参加業者は、次のいずれかを満たすものから9者を指名している。

- ① 市内業者（5者）は、市入札参加有資格者名簿（役務の提供の部）に、広告代理店業（広告業）またはイベント企画運営業として登録されている業者のうち、コンペ方式によるイベント事業の企画コンペに参加した実績のある者。
- ② 準市内、市外業者（4者）は、市入札参加有資格者名簿（役務の提供の部）に広告代理店業（広告業）またはイベント企画運営業として登録されている業者のうち、いわき平競輪のイベント事業の企画コンペに参加した実績のある者。

企画提案書の提出までに、8者が辞退したことから1者提案となった。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。なお、下記配点は審査員1人あたりの点数（50点満点）であり、審査委員7人の合計点（350点満点）で算出することとしている。

- ・イベント…………… 25点
- ・ファンサービス…………… 5点
- ・広報宣伝…………… 5点
- ・独自性…………… 5点
- ・業務遂行能力…………… 5点
- ・総合評価…………… 5点

評価基準として項目と主なポイントが、実施要項により明らかにされているが、選定委員会において使用した「評価チェックシート」に記載されている採点基準や各審査項目の配点は明らかにされていない。

また、提案事業者が1事業者のみの場合でも、本事業を実施するにふさわしい企画提案か否かを審査し、優秀だと判断された場合には当該業者を選定することが同要項に記載されているが、最低基準点等の具体的な方法は選定委員会設置要綱等で明らかにされていない。

(6) 選定委員会（着眼点②ーイ及びウ）

「いわき平競輪活性化事業業務委託企画コンペ選定委員会設置要綱」に基づく、市職員（公営競技事務所長及び同所職員、スポーツ振興課職員、いわき芸術文化交流館職員）4人、関係団体職員（公益財団法人JKA、一般社団法人日本競輪選手会、一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー）3人による選定委員会が設置されている。

審査は、提案者名を明らかにした上で、プレゼンテーション及びヒアリングの後、採点が行われ、その結果、本事業を実施するにふさわしい企画提案であるとして、提案者の企画を採用することを決定している。

選定委員会の記録は、採点集計表の他、プレゼンテーションにおける質疑応答の内容や意見等を記載した議事録が作成されている。

(7) 結果通知及び公表

実施要項において、結果通知は提案をした者全員に対して文書で行うこと、選定に関する審査内容及び審査経過等は一切公表しないことを規定している。結果通知は、提案者が1者であったため採用通知のみが作成されている。

結果公表は、行われていない。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

企画提案を基にした契約書及び仕様書等を作成することとしている。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、随時現場に立ち会うとともに、実施後の事業報告書により確認している。
また、業務の検証及び評価は、関係団体や業者との会議において行っている。

《 (9) いわき市学習サポート連携事業業務委託 》

所管課：教育委員会事務局 学校教育推進室 学校教育課

1 事業の概要、目的

放課後における学習支援や定期的な学力調査に基づく学力の実態把握等から、個に応じた学習の仕方などについて子どもたちに指導・助言することで、自分で学習する力等を身に付けさせることを目的に、市立中学校2校による放課後学習のモデル事業として生徒に対する学習支援等を実施するものである。

2 プロポーザル

(1) プロポーザル方式を採用した理由等（着眼点①ーア）

本事業の実施にあたり、民間業者がもつ学習支援業務に関するノウハウや家庭学習に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、これらを広く募ることができる公募型プロポーザル方式を採用している。

(2) 実施スケジュール（着眼点①ーイ）

内容	年月日
公募開始～参加申請受付終了	平成28年6月3日～6月13日
事業者からの質問締切	6月13日
〃 回答	6月15日
参加資格決定通知発送	6月23日
企画提案書の提出期限	6月24日
プレゼンテーション、選考	7月1日
選定結果通知、公表	7月5日

・公募開始から企画提案書の提出期限までの日数：22日

・事業者質問に対する回答から企画提案書の提出期限までの日数：10日

(3) 予定金額等の積算（着眼点①ーウ）

予定金額（契約上限額）は、業者からの参考見積を基に決定している。

(4) 参加者

市ホームページへの掲載により周知したところ、2者からの参加申請があった。うち1者は市入札参加有資格者名簿に登録されていない者であったことから、募集要項に規定した参加資格（市の入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない等）に合致しているかの確認が行われている。

(5) 審査基準及び配点（着眼点②ーア）

審査基準及び配点は下記の通りである。なお、下記配点は審査員1人あたりの点数（100点満点）であり、審査委員6人の合計点（600点満点）で算出することとしている。

- ・ 事業目的及び委託内容の理解度 …………… 45点
- ・ 企画内容の創造性・有効性 …………… 35点
- ・ 実施体制 …………… 10点
- ・ 事業運営に係る事項 …………… 10点

審査要領に規定されたもの同一の審査基準点及び審査項目の配点等が、参加募集要項（企画提案依頼書）により公表されている。

また、同要項には、選考対象から除外することとなる最低基準点の設定、審査点数が最も高い応募者が複数いる場合には、優先順位を定めた審査項目別の点数で決定すること等も記載されている。

(6) 審査委員会（着眼点②ーイ及びウ）

「いわき市学習サポート連携事業業務委託候補事業者審査委員会設置要綱」に基づく、市職員（学校教育推進室長、学校教育課長及び同課職員）4人、実務経験者（市立中学校長）2名による審査委員会が設置されている。

審査は、提案者名を伏せた上で、プレゼンテーション及び質疑が行われた後、採点が行われ、最も点数が高かった事業者を最優秀提案事業者として決定している。

選定委員会の記録は、採点集計表のみが作成されている。

(7) 結果通知及び公表

募集要項において、結果通知は提案をした者全員に対し行うこと、また、市ホームページには評価結果と審査結果を掲載することとが規定されているが、非選定の説明を求められた場合の手続等は規定されていない。結果通知は、最優秀提案事業者または次点であることが記載されている。

結果公表は、通知と同日に市ホームページへの掲載により行われている。

3 提案の反映等（着眼点③ーア）

当該事業の受託者選定におけるプロポーザル方式採用の目的は、優れた技術または企画力等を有している事業者の選定であるため、提案は契約書等に具体的な形では反映されていない。

4 契約の履行確認等（着眼点③ーイ及びウ）

契約の履行は、受託事業者から提出された12月時点の生徒の出席状況及び学校教育課指導主事の実施会場を訪問することにより確認している。

また、検証及び評価は、受託者が実施した生徒へのアンケート及びテスト成績の変化により行っている。

4 むすび

平成28年度及び平成29年度に締結した契約のうちプロポーザル方式により相手方を選定したもののについて調査を行った結果、事務処理にあたり、主に次のような課題が認められた。

(1) 適切な募集期間の確保について

調査票調査において、75件のうち、募集日数が14日以下の契約は20件あり、うち12件(60.0%)が1者提案であった。一方、14日超の55件の場合、1者提案は16件(29.1%)となっている。提案が可能な事業者が1者しかなかった可能性がある一方で、他の事業者が、提案の検討を行うのに十分な期間がなく参加を見送った可能性がある。

この他、個別調査において各契約の実施スケジュールを確認したところ、事業者からの質問に対する回答最終日と企画提案書の提出期限を同日としているものが認められた(個別調査(3))。

契約課作成の「役務的業務委託に関する契約事務の指針」では、見積期間について「業務内容に応じて、入札参加者が価格積算、仕様の確認、業務に必要な人員の配置の検討等を行うのに必要な期間を考慮して設定すること」としており、参考として、建設工事の場合は予定価格に応じて建設業法施行令に見積期間が定められていることを示している。

プロポーザル方式は、企画提案や優れた能力等を有する事業者の選定を目的に実施することから、通常の競争入札でいうところの見積期間を適切に確保することで、より良い提案等が得やすくなるものと考えられる。

(2) 周知方法等について

調査票調査において、公募型の実施周知の方法は、63件全てにおいて市ホームページへの掲載が行われており、併せて、報道機関への情報提供等を行っている。しかし、そのうち26件(41.3%)が1者提案となっていた。広く提案を募集し、その中からより良い提案等を選定するためのプロポーザル方式であるにも関わらず、応募者数が1者の場合、複数の提案を比較して評価することができず、競争性が確保されないこととなる。

なお、調査票調査においては、63件中11件が、周知方法を市ホームページへの掲載のみによっていたが、現在の市ホームページにはプロポーザルに関する情報を一括して取り扱うカテゴリーがなく、事業者が情報に容易にアクセスできる環境にあるとは言い難い。

また、個別調査において、参加表明をしたにもかかわらず、仕様書の確認後に、「予算に対し仕様内容が過大」という理由により事業者が辞退していた例も認められた。(個別調査(2)、(5))

広く多くの事業者から提案を募ることができるよう、十分な周知期間の確保に加え、周知の方法、併せて業務委託の内容や見積についても事前検討を適切に行われたい。

(3) 審査基準の配点について

調査票調査において、業者による参考見積価格については、価格そのもの、もしくは提案に対する見積内容の妥当性など、75件すべてが何らかの形で評価するとしていたものの、

審査基準においては配点がなされていない例があった。プロポーザル方式は、価格だけではない要素を評価するものではあるが、地方公共団体の契約においては、「最少の経費で最大の効果」をあげることが求められることから、価格についても審査基準において一定の配点をしたうえで評価する必要がある。

(4) 審査の最低基準点の設定について

個別調査において、審査の最低基準点の設定を確認したところ、次の通りであった。

- ・ 提案事業者数に関わらず、評価点が最低基準点に満たない場合、選考対象から除外することを実施要領等に規定している。(個別調査(6)、(9))
- ・ 提案事業者が1者のみの場合は、最低基準点以上の評価点を得た場合に契約候補者となることを実施要領等に規定している。(個別調査(1)、(3)、(4)、(5)、(7))
- ・ 提案事業者が1者のみの場合でも、本事業を実施するにふさわしい企画提案か否かを審査し優秀だと判断された場合には選定することを実施要項に規定しているが、最低基準点等の具体的な方法は明らかにされていない。(個別調査(8))
- ・ 評価点が最上位の者から選定することを実施要領等に規定しているが、最低基準点は設けられていない。(個別調査(2))

提案や取組み体制等の質を確保し、適切な業務実施とするため、提案事業者数に関わらず、選定における最低基準点を設けることが望ましい。

(5) 審査基準の事前公表について

調査票調査において、審査基準の設定が行われている72件のうち、基準の事前公表を行っているとは回答したものは45件(62.5%)であり、行っていないとは回答したものは27件(37.5%)であった。個別調査において詳細を確認したところ、次の通りであった。

- ・ 基準の事前公表を行っているとは回答。(個別調査(6)、(9))
 - ・ いずれも、審査委員会で用いられたものと同一の審査基準等が、募集要項等で事前公表されている。
- ・ 基準の事前公表を行っていないとは回答。(個別調査(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8))
 - ・ 上記のうち、募集要項等で評価項目や配点等を部分的に公表している。(個別調査(1)、(2)、(5))
 - ・ 上記のうち、募集要項等には「総合的に評価する」等と記載している。(個別調査(3)、(7))
 - ・ 上記のうち、指名型によるものであり、実施要項で評価項目等を部分的に明らかにしている。(個別調査(4)、(8))

プロポーザル方式は、もっとも優れた提案等を行った事業者であることを理由として随意契約を結ぶものであることから、選定過程における透明性や公正性を確保する必要がある。また、審査基準を事前公表することで、プロポーザルに参加する事業者は、発注者が求めているものが何かを具体的に把握することが可能となり、的確な企画提案書の作成に有用であると考えられる。

このため、審査基準は、公表することで今後の事業者選定等に支障が生じることが明確である場合を除き、事前公表することが望ましい。

(6) 結果の公表等について

調査票調査において、75件のうち、どの事業者の提案が選定されたか等の結果の公表は28件（37.3%）が実施していないとの回答であった。これらを募集方法別でみると、公募型の場合、63件のうち16件（25.4%）が、指名型の場合、12件全ての結果が非公表であった。

公募型の場合、その実施が公表されていることから、結果も公表することが選定に対する信頼性の観点から望ましい。

また、指名型の場合、実施や結果等が非公表のまま「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」ものとして特命随意契約を結ぶ相手方の選定が行われている。このような契約は、選定過程における透明性の確保がより難しくなることから、指名型プロポーザルを採用する基準や手続き等のあり方を検討していく必要があると考える。

なお、他市においては、契約手続きの透明性の向上を図るための取組みとして、少額随意契約を除き、随意契約全般について、その理由等を公表している例もあり、透明性確保の観点から参考にされたい。

(7) 選定等の理由説明について

調査票調査において、75件のうち、選定あるいは非選定の理由説明を提案者全員に行っていると回答したのは17件（22.7%）であった。一方、選定業者のみに説明を行っているものが7件（9.3%）であり、説明をまったく行っていないものは51件（68.0%）であった。

個別調査において、選定等理由の説明を求められた場合の取り扱いを確認したところ、次のとおりであった。

- ・ 実施要領等で、説明を求められた場合の手続きを規定している。（個別調査(2)、(5)）
- ・ 説明を求められた場合の取り扱いを定めていない。（個別調査(1)、(4)、(9)）
- ・ 審査要領等で、審査内容や結果に係る質問等は一切受け付けない、または、決定経過や理由等は一切公表しないことと規定している。（個別調査(3)、(6)、(7)、(8)）

提案者に対する丁寧な対応はもとより、選定過程の透明性を確保する観点から、今後の事業者選定等に支障が生じない範囲で、選定等の理由説明を行うよう努められたい。

(8) プロポーザル方式の採用について

個別調査において、プロポーザル方式を採用した理由を確認したところ、おおむね適正であると認められたが、当初は価格競争により契約相手方を決めることとしていた業務を、入札不調からプロポーザル方式に変更した例が見受けられた。(個別調査(7))

予算の範囲内で最も優れた企画提案が行える事業者を契約の相手方として選定するとした点は理解できるものの、いったん価格競争が可能として入札を行いながら、価格競争によらないプロポーザル方式に切り替えることは、プロポーザル方式採用の必要性、妥当性について疑義が生じる恐れがある。

また、最も優れた「もの」を選ぶコンペ方式と、契約相手方として最もふさわしい「人」(組織や事業者等)を選ぶプロポーザル方式は異なるものであるにも関わらず、コンペ方式といいながら実状はプロポーザル方式であるなど、両者を混同している例も見受けられた。(個別調査(4)、(8))

(9) 翌年度以降の契約について

調査票調査において、同一業務で複数年連続してプロポーザル方式を採用しているものが認められた。このうち、5年以上連続したものが4件あり、最も古いものは平成19年度から行われていた。

これらの業務のプロポーザル方式を採用した理由を確認すると、「高度な技術力・企画力・専門性や豊かな経験が要求されるため」等、その趣旨を踏まえて行われていた。一方で、プロポーザル方式は価格面での競争性が弱いことから、業務完了後の検証等を踏まえたうえで、複数回の契約によりノウハウが蓄積される等、提案を募らずとも具体的な仕様書を完成させることが可能である場合は、競争入札への移行を検討していく必要がある。

また、今回の行政監査では認められなかったが、プロポーザル方式により事業者を選定した後、翌年度以降の契約において、当該事業者の初年度の実績を理由とした随意契約を締結することも考えられる。このような契約が複数年度継続した場合、業務の質の低下や、契約の透明性等に疑念を抱かせる恐れが生ずることから、プロポーザル方式を採用した契約の翌年度以降のあり方については慎重を期されたい。

(10) まとめ「意見・要望とする事項」

地方公共団体が締結する契約は競争入札を原則としており、プロポーザル方式によるものを含め、競争入札の方法によらないで任意に特定の相手方を選定し契約を締結する随意契約は、例外的な方法とされている。

本市では、これまでに「役務的業務委託に関する契約事務の指針」及び「随意契約に関する事務執行のための指針」を策定し、それらに基づき契約事務の適正な運用に努めてきたところである。

一方、プロポーザル方式に関する事務手続の方針は、「随意契約に関する事務執行のための指針」の中で、実施に当たっての注意点及びフロー図が参考例として示されているに留まっている。

このため、各々の契約において、適切な募集期間の確保、審査の最低基準点の設定、審査基準の事前公表、結果の公表、選定等の理由説明等において運用に一貫性が欠ける面が見受けられた。その運用において依るべき基準等がないまま、各課においてプロポーザル方式による契約事務が多数執行されている現状は、不適切な事務執行が行われるリスクを抱えていると考えられる。

また、プロポーザル方式は、競争入札では事業の所期の目的を達成できない場合に、価格や技術力・企画力等の専門的な要素を含め総合的な比較検討を行い、最適な事業者を選定することを目的として行うことから、その実施に当たっては、調達される物品やサービス等についての質が確保されるような手続きを講ずることが重要であると考えられる。

このようなことから、プロポーザル方式についても、契約の公正性、効率性及び有効性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要の遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されることを望むものである。

